資料３

佐倉市緑の基本計画策定委員会設置要綱

（設置）

第１条　佐倉市緑の基本計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、都市緑地法（昭和４８年法律第７２号）第４条第４項の規定に基づき、市民等の意見を反映させるため、佐倉市緑の基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会の所掌事務は、次の各号に掲げるものとする。

（１）計画の策定に関する事項

（２）前号に掲げるもののほか、計画に関する事項

（組織）

第３条　委員会は、委員６人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

（１）学識経験者

（２）関係団体を代表する者

（３）公募による市民

（任期）

第４条　委員の任期は、委嘱の日から令和５年３月３１日までとする。

（委員長等）

第５条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

３　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

４　委員長が欠けた場合又は委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

２　会議は、委員の２分の１以上の出席をもって成立する。

３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

４　委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、公園緑地課において処理する。

（補則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則（令和４年７月２９日決裁佐公第２３６号）

（施行期日）

１　この要綱は、決裁の日から施行する。

（失効）

２　この要綱は、令和５年３月３１日限り、その効力を失う。